

# 特別民間法人・特別法人の事務等に係る定期的検証

平成28年4月現在

## 1. 経緯

- 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、特別民間法人及び特別法人については、当該法人の事務・事業の必要性等について、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表することとされている。

※ 厚生労働省所管法人では、両類型を合わせて12法人が対象

- この間、厚生労働省としては、独自に実施した、省内事業仕分けや独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会において特別民間法人について見直しを行い、同整理合理化委員会報告書(平成22年12月)において、全ての特別民間法人について、さらに審議会で見直しの検討を行うこととされた。

また、「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」(平成25年12月13日総務省公表)を通じて、特別法人及び特別民間法人について、上記閣議決定に照らし、基準を満たさない事項等について、総務省より指摘を受けた。

## 2. 個別の法人の見直し等の状況

- 「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」を通じて、特別法人及び特別民間法人について総務省から指摘を受けた事項については、法人ごとに対応を図っている。
- また、近年、例えば、次のような事務・事業等を見直し等を行っている。
  - 労働災害防止団体(中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会)については、1. の整理合理化委員会報告書を踏まえ、労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会を設置し、同専門委員会における指摘事項(平成23年11月21日)を踏まえ、理事数の削減、経費節減等に取り組んだ。
  - 中央職業能力開発協会については、行政刷新会議における事業仕分けの結果を踏まえ、補助事業の一部廃止等により、平成22年度に予算を対前年度比3割削減した。
  - 企業年金連合会については、各厚生年金基金からの拠出金を原資とした共済制度である支払保証事業について、支払保証事業のあり方に関する検討会の報告を受け、平成26年4月に廃止した。
  - 社会保険診療報酬支払基金については、現在、外部有識者による検討会において、データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けて、事務・事業の見直しの検討を行っている。

## 3. 今回の政策評価の結果

- 特別民間法人及び特別法人については、2. のとおり、具体的な見直しを実施してきたところであるが、今回改めて、12法人について、
  - ① 事務・事業の必要性等(事務・事業の必要性、妥当性、有効性)
  - ② 事務・事業の執行体制の妥当性(監督体制の適格性、実施主体としての適格性)
  - ③ 評価結果の総括(現状分析と今後の方向性)の観点から評価を行った。
- 評価結果の総括としては、12法人について、今後も、2. に挙げるような随時見直し等に加え、定期的に必要な見直しを行っていくこととしている。  
評価結果については、本有識者会議WGにおける意見を踏まえ、厚生労働省ホームページにおいて、公表を予定している。